

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 愛知県社会福祉士会 福祉・介護サービス情報調査センター

②施設・事業所情報

名称：豊山町立青山保育園	種別：保育所	
代表者氏名：坂野 由枝（園長）	定員（利用人数）：85名（70名）	
所在地：愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄12番地		
TEL：0568-28-3562		
ホームページ： https://www.town.toyoyama.lg.jp/kosodate/1000828.html https://www.lemonkai.or.jp/school/nursary/toyoyama-aoyama-hoikuen/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成27年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 檸檬会（経営法人） 豊山町（設置主体）		
職員数	常勤職員：12名	非常勤職員 12名
専門職員	（園長） 1名	
	（主任） 1名	
	（副主任） 1名	
	（保育士） 7名	（保育士） 9名
	（栄養士） 1名	
	（調理員） 1名	（調理員） 1名
		（保育補助） 2名
施設・設備の概要	（乳児保育室） 3	（設備等）
	（保育室） 3	（園庭） 1
	（トイレ） 3	（プール） 1
	（調理室） 1（調乳室） 1	冷暖房
	（遊戯室） 1	

③理念・基本方針

理念：私たちは保育を通じて、3つの心を育みます。

- ・人、命を愛する心
- ・自然とともに生きる心
- ・想像（創造）する心

方針：子ども一人ひとりに寄り添い、それぞれの生きる力を育みます。

さまざまな体験を通じて、しなやかな体と豊かな感性をはぐくみます。
人との”つながり”、社会との”つながり”を育みます。

④施設・事業所の特徴的な取組

保育内容にアート活動を積極的に取り入れて、一人ひとりの豊かな表現力を養っている。また、限られたスペースで環境整備に工夫を重ね子どもにとって温かみのある環境を作り、手作りを大切にしている。アレルギーに対する対応を細かく聞き取るなど、保護者の思いや意見を大切にしたいきめ細やかな対応を実践している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 6月 6日（契約日）～ 令和 8年 3月 31日（評価決定日） 【令和 7年 12月 16日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	3回 （令和 3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

子どもたちが多様で豊かな体験と出会えるよう、その子がしたい活動をさせている。保育以外のアート、デザイン、身体表現等の専門性を持った職員が法人内に在籍し、保育現場のサポートや職員研修が行われている。

園長のリーダーシップにより、園全体の雰囲気は穏やかで心地よい空間となっている。園長の持つ「無いものは創る」の精神から、パーテーションや園庭の山等の様々なものを保育士自身で工夫をしつつ創り上げており、創意工夫にあふれた保育園である。

◇改善を求められる点

異年齢の関りが少ない。クラスごとにそれぞれ工夫をしたアートを用いた保育内容が実施されている。担当保育士ごとの力量や興味関心によって保育内容に偏りが発生する可能性もあり、改善の余地がある。

2階に広々とした木のテラスがある。設備の老朽化により木が劣化して子供たちが自由に遊べる空間でない。具体的には、右側のテラスから園庭に下りる階段の木が朽ちており、利用不可となっている。テラスの表面部分にも穴があり、子どもへの安全性の面から早急な改善が求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回は、第三者評価を行っていただき、ありがとうございました。
こどもたちのより良い育ちを援助するために、私たちができることを、これからも一つひとつ丁寧に行っていきたいと思っております。また、研修や会議の記録の在り方なども見直しを行い、より質の高い保育ができるよう取り組んでいきたいと思っております。
豊山町の指定管理運営ということもあり、施設の老朽化や修繕など、こどもたちの安心安全な保育環境を維持できるよう、行政ともこまめに連携を取り、改善してきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 理念、基本方針が明文化され季節のイラストや写真等で保護者や園児も理解できるよう法人ホームページ、入園のしおりを活用している。SNSの発信、入り口掲示板の園だより、クラス懇談会を活用して周知を図っている。町と法人のホームページに情報の差異が認められた為、定期的に確認、修正されたい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 指定管理により、保育にかかるコストや利用者の推移・分析を常に行って、行政との連携に努めている。また、保護者アンケートや懇談会で意見を把握・分析して、経営環境と課題を指定管理者会議や園長会で伝えている。継続していただきたい。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 指定管理の為、自分たちでできることは、職員一人ひとりが工夫して、道具やレイアウトのためのフェンスを手作りするなど、経費節減に取り組んでいる。運営助成金の活用など課題解決に向けて発信を期待する。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人のビジョンが反映された中・長期的な計画が策定されている。行政の方針もあり、物的環境は計画的に行政と連携し、順次対応している。今後も継続して取り組んでいただきたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 中・長期計画を単年度で保育・地域・組織・財務に分けて事業計画を策定している。行事計画に傾倒することなく単年度の事業計画を適宜修正しつつ、今後も地域に根差す保育園として成長し続けることを望む。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 職員に理解された事業計画がある。単年度迄続いている事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。職員は自身の振り返りや見直しにつながっている。			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 事業計画は、個別面談の時間や日々の保護者に対して丁寧に説明を行い、個々の保護者が内容の理解をしやすい方法で周知されている。今後も保護者への配慮をより一層、丁寧に行っていくことを期待する。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 法人全体で質の向上への取り組みが組織的に行われ、地域性を踏まえ子どもたちの個性を大切にすることで保育の質の向上に向け機能している。現状に甘んじることのない保育実践を今後も持続されたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、改善につなげることが出来た。今回の評価結果も計画的な改善策を実施できるよう期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 不在時に園長は、自らの役割と責任を主任及び副主任に権限移譲するために職務分担表を作成し、周知と掲示を行っている。非常時も含めて職員一人ひとりが主体的に行動できるよう日常的に行っている意見交換を会議録等に記載し、全員周知を徹底されたい。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園長は職員全体で遵守すべき法令等を正しく理解するために研修後に振り返りの感想を確認している。確認書式が統一されていなかったため、周知の効果についての分析は不十分であると考え。改善を要する。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園長は保育の質の向上に、率先して保育内容や環境の振り返りや研修参加を促して指導力を発揮している。また日常の取り組みや保育の質の向上に向けて常に職員に話している。今後、職員主体での質の向上に対する提案等をくみ上げる体制の強化が望まれる。		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 社会の変化に合わせて経営の改善や業務の実効性を高める為に職員の参画を積極的に行っている。ICTも日常的に活用して業務改善に活用している。今後、次期リーダーの育成や職員の主体性強化で組織全体の改善力を高めることを目標としている。今後の園長の指導力のあり方に期待する。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>新卒採用に関して法人の福祉人材の確保・定着等に関する人員確保計画があり、エリア毎に一括募集をして配属先を決定している。令和7年度は就職フェア参加や法人の新卒一括募集の取り組みを行い人員の確保が出来た。人材確保や定着に今後も努められたい。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の人材確保計画により、総合的に人事管理が行われている。中途採用は園長が面接をして職務に対する適性を確認し法人に上申の上決定する。非常勤職員の不足はない状況である。人材確保後の日常的な定着等さらに努められたい。</p>			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>現職員は9月の面接で、目標の確認を行っている。総合的な福利厚生等は法人本部と連携して行っている。園長は職員に常に声をかけ表情などに気を配り、職員の就業状況や意向を把握して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。今後においても継続されたい。</p>			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人研修や事業計画策定への参画を通じて職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。個々の職員の育成状況を把握し質の向上につなげることが出来るように振り返りの機会を確保するなど期待する。</p>			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>年間研修計画を作成し、外部のキャリアアップ研修やスキルアップ研修に参加させている。園の内部研修も実施している。職員のキャリア形成も配慮した教育・研修に関する基本方針や計画が策定されている。非常勤職員に対する研修機会の確保に努められたい。</p>			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>正職員は新人研修、2年目・3年目研修、中堅研修などの他、調理関係研修、主任研修、乳児研修の他、「つながる研修」「ART研修」など職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保できている。非常勤職員は個々の事情を鑑み、伝達研修等で参加できる仕組みづくりを検討されたい。</p>			

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	・ b ・ ⑦
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れマニュアルがある。実習生は町から依頼される。受け入れ前に実習指導者に対する実習時の在り方について確認や実習中の中間評価・実習後の振り返りを行っている。実習指導者の体系的な研修等体制整備を行い、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成体制の整備・構築を期待する。</p>			

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 法人による内部監査は定期的実施されている。運営の透明性を確保するための行政のチェックがある。情報公開が十分に行われているとはいいがたいため、今後について体制の見直しに努められたい。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 法人により適正な経営・運営のための取組は定期的に行っている。運営の透明性を確保するための行政指導がある。県内に3園ある法人の保育園を園長が回り運営指標に基づき運営の透明性をセルフチェックしている。各園が互いに情報共有することに加えて、客観的なデータの分析検証に努められたい。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 七夕などの行事に地域の方を招待していたがコロナ以降は実施していない。令和7年度はシニア世代の方のお茶会を3月に予定している。また、地域の催しや施設を訪ねるなど、子どもと地域との交流を再開している。長期計画として徐々に地域交流の場を拡大されたい。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ボランティア等の受入れマニュアルに基づき、町を通じて中学生の職場体験や学生の保育体験を受け入れている。受け入れについての課題や、受け入れマニュアルの見直しを行うことも期待される。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 地域企業の協力でコンポストを設置してきた土で野菜を育てたり、地域の田んぼで田植えを行った。ゴミ収集車が園に来て分別の大切さやリサイクルの話聞いて、保育内容に活用した。配慮の必要な園児の対応は児童相談所と連携して受け入れている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 積極的に地域の方を園に来ていただき、地域交流をしている。地域の福祉ニーズ等を把握するための取組として、息の長い地域とのつながりに今後も尽力されたい。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園を子育て相談の窓口と位置付けて母子家庭、ヤングケアラーや虐待に対する対応など行っている。緊急連絡が入った時には園長自ら出向き必要な機関へ引き継ぐなど対応に尽力している。今後は園全体の取り組みとして体制整備に努められたい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ · c
<コメント> 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、セルフチェックリストを用いた定期的な状況の把握や研修を行っている。多文化の子どもの受け入れはあるものの、文化の違いを尊重した保育内容についての方針を保護者に示されていない為、改善を要する。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	b · ⓒ
<コメント> トイレや着替えの場面ではプライバシーの保護に十分に配慮され、手作りの仕切りなどを上手に使うことで空間を分けている。子どもの虐待防止等の権利擁護規定・マニュアルは、「子ども家庭庁のガイドライン」や全国保育士会監修「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を職員研修に活用しているが園独自のマニュアルの整備や課題分析の方法に改善を要する。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ · c
<コメント> 園見学は園長が対応しており、個別に丁寧な説明を行っている。英語圏以外の外国籍の方が見学にきた際は翻訳アプリ等を用いて対応している。多言語のパンフレットは整備されていない為改善を要する。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ · c
<コメント> 入園説明会においては園のしおりや重要事項説明書を使いつつ、わかりやすく説明を行っているが、障害等により配慮が必要な保護者への説明はルール化されておらず、改善の余地がある。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ · c
<コメント> 退園や転園時には園のしおりを使いながら説明を行っているが、保育所の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順や引継ぎの文章について定めたマニュアルは無い改善を要する。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ · c
<コメント> 年に二回、利用者満足のための保護者へのアンケートを行い、内容のフィードバックも行われている。アンケートの結果を分析・検討するための検討会議の設置が行われていない為、改善の余地がある。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ · c
<コメント> 苦情解決の体制が整備されており、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物も掲示され保護者にも説明が行われている。7年間苦情はないとのことであるが、匿名でのアンケートや苦情記入カードの配布等の保護者が苦情を申し出しやすいようにする工夫が必要と思われる。改善を望む。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ b ・ ㉔
<p><コメント></p> <p>意見箱が入り口に設置されているが、意見を記入するための用紙はなく、意見箱が周囲の装飾と一体化して配置されている。また、建物の構造上の課題もあるが、保護者が相談や意見を述べるための個室等のスペースが確保されておらず、改善されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉕ ・ c
<p><コメント></p> <p>相談や意見を受けた際は、すぐに保護者に対してのアフターホローを行い、職員間で共有をしているが、相談や意見を受けた際の記録の方法や手順、対応策の検討等について定めたマニュアルは整備されておらず、改善の余地がある。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応と安全確保について責任、手順を明確にしたマニュアルは整備され、職員に周知されている。また、ヒヤリハット会議を職員会議時に行い、改善・再発防止策を検討・実施している。しかし、家庭の都合等により職員の会議参加率は60%前半となっており、参加率向上に努められたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>手洗いやうがいといった標準的な感染症の予防については実施されている。子ども家庭庁の作成した感染症予防と発生時のガイドラインは印刷されて配置されているものの、園での独自のマニュアルはなく、改善の余地がある。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>災害のための備品は準備され、リストが作成されている。災害時の安否確認の方法も決められ連絡先も共有化されているが、防災計画の整備がなく、地元の自治会や福祉関係団体等との連携もないため、改善の余地がある。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉙ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法は文章化した冊子を全職員が持っており、研修もやっている。冊子は子どもの尊重や、プライバシーの保護・権利擁護に関わる姿勢が明示されている。標準的な実施方法にそぐわない保育が提供されている場合の対応方法についての定めがなく、改善されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント></p> <p>運営法人は保育の標準的な実施方法の検証・見直しを行っているが、時期や方法の仕組みが組織で定められていない。指導計画の内容が必要に応じて反映されているか明確にできるよう改善されたい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 特別な配慮が必要な子どもに対する個別の指導計画は作成されている。振り返りと評価も実施されている。しかし、アセスメントに基づく指導計画内容が不十分である。得た情報から課題分析に至るアセスメントの手順を理解し、指導計画の質の向上を望む。			
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 見直しによって変更した指導内容は法人のチャットを用いて、職員へ周知を行っている。しかし、指導計画を緊急に変更する仕組みが整備されていない為、改善を期待する。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育所において統一した記録の様式は作成され、記録のチェックはその都度行っているが、職員により、記録内容や書き方に差異は生じないように作成のガイドラインが整備されていない。改善を要する。			
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 個人情報保護規定等について雇用計画書に記載され、入職時に説明が行われている。また、子どもの記録の保管、保存、廃棄についての規定はあるが、情報の提供についての規定はなく改善を要する。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

			第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育の全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約等の趣旨をとらえて作成しているが、地域の実態を考慮した計画の策定は行われていない。また、2022年の全体の計画と内容の変更が見受けられず、定期的に評価、見直しが必要である。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ b ・ ㉒
<コメント> 室内の温度、換気、採光等に配慮され常に最適な状態を保持しているが、2階テラス部分の木材の劣化が進み、場所によっては壊れて穴が空いて、園児にとって非常に危険な状態にある。指定管理による運営のため建物の修繕は市の予算によって行われるものではあるが、緊急に改善が求められる。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 特別な配慮が必要な子どもに対して特性を十分に把握し、尊重をした細かい対応を行っている。子どもの成長に伴う変化について、日々の振り返りや職員間での共有等はきめ細かい配慮や対応が必須である。改善を期待する。			

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得は子どもが自分でやろうという気持ちを尊重されている。基本的な生活習慣は、保育士の姿を見せることで子どもに伝えているが、さらにわかりやすく伝える工夫が求められる。改善を期待する。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>戸外で遊ぶ時間を確保しているが、テラスの木材が劣化していることで子どもの活動範囲は制限されている。自主的・自発的に遊びができる環境を広げるためにもテラスの安全性の確保は急務である。早急な対応を望む。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児保育は8時から16時まで同じ職員で保育を行い、乳児期の信頼関係が持てるよう保育内容や方法に配慮している。養護と教育が一体的に提供できることで、0歳児が様々なことに興味を持てるように環境を工夫している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園庭が広く園内で探索活動が十分に行われるように工夫はされているもののテラスの一部は危険な状況にあり、改善が必要である。また、異年齢間保育は多くはない状況で有り、改善の余地がある。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳児の部屋は折り紙、4歳児の部屋はアトリエ、5歳時の部屋はプラネタリウムといった担当保育士ごとにそれぞれ工夫をした保育内容が実施されている。保育士の力量や興味関心によって保育内容に偏りが発生する可能性もあり、改善の余地がある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>特別な配慮の必要な子どもに応じた個別の指導計画が作成され必要な援助が行われている。また、保育士は療育研修を受講し医療機関や専門機関の助言指導を受けている。建物や設備がバリアフリーになっておらず、身体障害への配慮に改善の余地がある。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>在園時間が長い場合には、おだやかに過ごすことができるよう配慮した対応を行っている。また、保育士間の引継ぎも行われている。在園時間が長い場合、食事やおやつを提供時間への配慮が十分に機能していない部分もあり、改善の余地がある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>入学後の生活について見通しが持てるように小学校の体験入学を行っている。保育所児童保育要録も適切に作成されている。保育士等と小学校教員の意見交換は行われているが、切れ目のない子どもの発達保障や保護者との関わりための合同研修は行われていない。検討されたい。</p>		

A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者から既往症や予防接種等の情報は個票として適切にまとめ管理されている。SIDSは子ども家庭庁のポスターを使用した情報提供や説明会、懇談会を通して周知徹底しているが、保護者に対して保育所の子どもの健康に関する方針や取り組みは伝えられておらず、改善の余地がある。			
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 健診・歯科健診は年に二回実施している。結果は紙媒体で保護者に伝えているが、健康診断・歯科健診の結果を反映した保健の計画はなく、改善の余地がある。			
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」はしっかりと整備され実践されている。見学时、アレルギーの子どもへの食事の提供は他の子どもたちと分け隔てなく適切な対応を行っていた。慢性疾患等のある子どもへの配慮も迅速な対応が出来るように常の準備が必要である。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 食事は自ら配膳することで、個人差や食欲に応じて量を加減できるように工夫している。食事は20分の間に自由に食堂に行って食べることが出来る。楽しく食事を行うという面では良い試みだが、子どもが落ち着いて食事が出来るかはやや難しい面があると考えられる。			
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることで出来る食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 季節感や地域の郷土食、世界の食事にも触れる食事となっている。残食の調査記録や検食簿もまとめられ、献立・調理の工夫に反映されているが、子ども自身が配膳することもあり、体調等に配慮した個別の食事量の調整については改善の余地がある。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ICTを用いた連絡帳を整備し、家庭と日常的な情報交換を行っている。運動会、フェスタ等のイベントは個々の成長を共有できるようにしている。イベント写真を販売しているが、写真の内容には個人情報が含まれる為、より細心の注意が必要である。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> お帰りの時間等、日々保護者と信頼関係を築くよう取り組んでいる。また、相談時間の取り決めはく、保護者の状況に応じて対応している。相談に応じるために確保された場所が整備されておらず、改善の余地がある。			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 児童虐待の可能性が疑われる場合は、速やかに情報を共有し対応を協議する体制がある。過去に児童虐待が発生した時は、児童相談所と連携し速やかに対応を行った。しかし、児童虐待のマニュアルは整備されておらず、子ども家庭庁のガイドラインのみであり、改善の余地がある。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育実践のセルフチェックリストは定期的実施されている。実施内容に基づいて、園内研修としてお互いの学び合いや意識の向上につながっている。しかし、個々のセルフチェックが保育所全体の自己評価につながっていない為、改善の余地がある。</p>			